

学校施設の有効活用及び新たな部活動支援に向けたモデル事業の実施について

区立学校施設は、現在でも学校施設の開放事業等において利用されているところではあるが、施設が必ずしも十分には活用されていない現状があることから、区民の健康スポーツ活動の一層の活性化を図るため、これまでの仕組みを見直し、更なる積極的な開放を進める必要がある。また、中学校の部活動については、生徒に対する専門的指導等による内容の充実と顧問教員の負担軽減が課題となっている（別紙1）。

これらへの対応を図るため、以下のとおり、学校施設を有効活用する仕組みを構築するとともに、新たな部活動支援に向けたモデル事業を実施することとしたので報告する。

1 モデル事業実施にあたっての基本的な方向性

(1) 学校施設の活用について

- 学校施設の開放事業において、利用時間枠を設定し、施設をより有効に活用するとともに、円滑な利用調整ができるようシステム化を図ることによって、他のスポーツ施設と同様に申込みがしやすく、より多くの区民が学校施設を利用できる環境づくりを進める。
- 拡大した利用可能枠の一部を活用した地域スポーツ振興に資する事業の展開を図る。

(2) 部活動支援について

- 顧問業務や専門的な技術指導等を担う人材を確実に確保していくために、民間事業者等を活用し、教員の負担を軽減しながら部活動の内容の充実を効果的に図っていく。
※従来の部活動支援3事業（外部指導員、部活動活性化事業、部活動指導員）については、各学校や生徒からは一定の評価を得ているが、事業ごとに学校外での活動の引率が行えない、人材の確保が困難などそれぞれの課題がある（別紙2）。

2 モデル事業の概要

(1) 対象校

杉並区立小中一貫教育校高円寺学園（高円寺小学校・高円寺中学校）

(2) 事業の内容

以下の業務を民間事業者等に委託し、学校施設の有効活用と部活動支援を一体的に行う。

○学校施設の利用調整業務

利用調整の対象：人工芝屋外運動場、大・小屋内運動場、交流ホール、会議室

※屋内運動場（大）の半面使用を含め、利用時間枠を設定して利用機会を可能な限り拡大する。また、円滑な利用調整を図るため、予約システムを導入する。

○部活動支援業務（顧問、技術指導、大会引率等）

全運動部（現行の5部活）を対象とする。

(3) 実施期間

令和4年1月～令和5年3月（予定）

(4) 委託事業者の選定

- 本事業は、専門性を活かした部活動の指導等が可能であるスポーツ事業者や総合型地域スポーツクラブ等に委託することとする。
- 委託事業者は、上記スポーツ事業者等を対象に公募型プロポーザル方式で募集し、区職員による選定会議を設置して選定する。

(5) 事業の評価

- 実施期間中の令和4年10月までに中間評価、年度末を目途に最終評価を行う。
- 事業評価を踏まえ、翌年度の取組につなげるとともに、必要な見直しを行いながら、学校の公共施設としての有効活用と教員の負担軽減の双方に資する取組を段階的に各学校へ広げていく。

3 その他

- 事業実施に当たって課題が生じた場合には、必要に応じて利用者団体を含めた高円寺学園関係者と調整し、解決を図っていく。
- 本事業における学校施設の有効活用の取組と、取組を通じた地域のスポーツ団体の育成や地域スポーツ振興は、スポーツ振興の所管において総合的・一体的に進めることが有効である。そのため、学校教育で使用する時間外における学校施設の管理権限の一部を区長部局へ移して事業を展開することを視野に取り組んでいくこととし、令和5年4月の実施を目途に、権限を移管するための課題及び対応策を取りまとめる。
- 本事業における新たな部活動支援の実績等と従来の部活動支援の実施状況を踏まえ、教員の働き方改革を進めていく観点から、今後の部活動支援の仕組みを構築していく。

4 今後の主なスケジュール（予定）

- | | |
|---------|--------------------|
| 令和3年10月 | 委託事業者候補者の公募 |
| 11月～ | 委託事業者の決定及び実施に向けた調整 |
| 令和4年1月 | モデル事業開始 |

学校施設の開放事業と中学校の部活動を取り巻く現状と課題

1 学校施設の開放事業

学校施設の開放事業については、学校体育館への空調整備等により、快適な運動環境の整備が図られているものの、同事業による利用に際しては、他のスポーツ施設のように決められた利用時間枠がなく、学校教育に支障のない範囲内で、利用登録団体が一同に集まって利用時間を調整しているため、その利用時間の合間に空き時間が発生するなど、施設が有効に活用されているとは言い難い状況にある。

加えて、施設の利用調整に係る事務作業もシステム化されておらず、その作業量と手順の煩雑さによる負担が大きいことから、学校施設の更なる有効活用に向けて既存の仕組みを見直す必要がある。

2 中学校の部活動支援

教員の業務量の増加等に伴い、部活動に対する負担が大きくなっていると同時に、顧問教員の異動により既存の部活動の維持が厳しくなる状況も発生している。こうした中で、この間、外部人材を活用して部活動指導を補助する「外部指導員」や委託事業者が指導等に当たる「活性化事業」を導入してきたが、教員の負担軽減に大きく寄与するまでには至っていない。

また、令和2年度から導入した「部活動指導員」については、指導に加えて顧問業務も担うことができるが、多くの人材を確保することが難しいことから、国が推進方針を示している「地域部活動」の仕組みを基にした新たな部活動支援策を構築し、部活動の一層の充実と教員の働き方改革の推進を図る必要がある。

部活動支援策の概要と比較(イメージ)

別紙2

	現 行			モデル事業
	外部指導員	部活動活性化事業(コーチ)	部活動指導員	業務従事者
指導員の取扱い	ボランティア謝礼	委託	会計年度任用職員	委託
資格	特になし	専門資格要	(元教員等*)	専門資格要
*実質的な担い手				
顧問業務 (指導計画作成等)	×	×	○	○
実技指導	△補助のみ	○	○	○
大会引率	×	△(帯同のみ)	○	○
大会運営・審判	×	×	○	○
導入のしやすさ	△	○	△	○
	応募者が少なく、人材の確保が厳しい	担い手を探す手間が不要	担い手の確保が厳しい	担い手は委託事業者が確保
教員の負担減	×	△	○	○
	顧問教員として、練習の立ち合いや実技指導を要する。大会引率等の負担。	実技指導が不要。顧問業務、大会引率等の負担。	顧問業務、実技指導、大会引率等が不要。	顧問業務・実技指導、大会引率等が不要。

〈モデル事業で想定される効果〉

○生徒にとって専門的な指導を継続的に受けることができ、「持続可能な部活動」が可能になる。

○教員が部活動の顧問や指導に携わることがなく、教員の負担が大幅に軽減することから、「教員の働き方改革」につながる。